

報告項目	報告内容
被処分者の氏名	藤本 憲雄
登録番号又は法人番号	第21420837号
所属する単位会	長崎県行政書士会
事務所所在地	諫早市東小路町13-9（事務所なし R7.9.29 現地確認）
処分年月日	令和8年3月12日
処分内容（種類）	廃業の勧告（会員権の権利の停止を含む）
上記処分をした理由	<p>正当な理由なく再三の処分及び催告を行っても、令和4年7月から6年9月、令和7年1月から8年3月まで42月間168千円の会費を滞納しており、行政書士法第13条及び長崎県行政書士会会則第28条第3項に違反。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<ul style="list-style-type: none"> ・行政書士法第13条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。 ・長崎県行政書士会会則第28条第3項 本会は、第2項の規定により催告を行っても、なお定められた期限までに会費の納入がない場合には、会員として業務を継続して行う意思がないものとみなして、第26条第1項第3号の処分を行うものとする。